

第 19 号

控訴の提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年 6 月 24 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

控 訴 の 提 起 に つ い て

平成26年3月24日言渡され、同日送達された徳島地方裁判所平成23年（ワ）第568号損害賠償請求事件の判決に不服があるので、高松高等裁判所に控訴を提起する。

平成 26 年 4 月 3 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 控 訴 人 徳島県

2 被 控 訴 人

3 原判決の表示

(1) 被告は、原告に対し、6079万8615円及びこれに対する平成21年8月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 同部分の被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

提案理由

徳島地方裁判所平成23年（ワ）第568号損害賠償請求事件の控訴について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。